

半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び半田市広告掲載審査基準（以下「基準」という。）に基づき、半田市立図書館（以下「図書館」という。）及び半田市立亀崎図書館（以下「亀崎図書館」という。）に排架する雑誌に企業等の広告を掲載することを条件に、当該企業等にその雑誌の購入代金を負担させることにより、新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とした半田市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 広告の掲載を希望する企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、半田市立図書館スポンサー選定用雑誌リストから希望する雑誌（以下、「スポンサー誌」という。）を選定し、その雑誌の購入代金を負担する。

2 図書館は、スポンサー誌最新号のカバー、スポンサー誌裏表紙及び当該スポンサー誌の雑誌架に雑誌スポンサーが作成した広告及び雑誌スポンサーの名称を掲載する。

3 図書館は、雑誌スポンサーの名称等を館内及び図書館ホームページで公表することができる。

(対象者)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象としない。

2 要綱第3条第2項及び第5項並びに基準第2条に該当する場合は、雑誌スポンサーの対象としない。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 要綱第3条第3項及び基準第3条に該当するものは、広告掲載の対象としない。

(広告の掲出位置及び規格)

第5条 広告及び雑誌スポンサーの名称を掲載する位置は、スポンサー誌最新号カバーの表面及び裏面、スポンサー誌裏表紙並びに当該スポンサー誌の雑誌架とする。

2 広告1枠の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) カバー表面及びスポンサー誌裏表紙は、雑誌スポンサーの名称を表示することとし、大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内とする。

(2) カバー裏面は、雑誌スポンサーの広告を表示することとし、大きさはスポンサー誌裏表紙に収まるサイズで片面のみとする。

(3) 雑誌架に掲載する広告の大きさは、日本産業規格A 4までとする。

(4) スポンサー誌の排架場所は、図書館が決定する。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 期間満了の2か月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に1年間継続することとし、その後も同様とする。

(申請)

第7条 雑誌スポンサーになろうとするもの（以下「申請者」という。）は、半田市立図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 広告の実物案

(2) 会社概要（業務内容がわかるもの）

(3) 納税証明書（市町村税の未納が無いことの証明）

(審査及び決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請があったときは、申請順に第4条及び第5条の規定に基づきその内容を審査し、決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、半田市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(覚書の締結)

第9条 教育委員会は、前条により通知したのち、半田市立図書館雑誌の無償提供に関する覚書（様式第3）を雑誌スポンサーと締結するものとする。

(チラシの設置)

第10条 前条により覚書を締結した雑誌スポンサーは、図書館が定めた場所にチラシを設置することができる。

2 設置できるチラシの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) チラシの大きさは、日本産業規格A 4以下とする。ただし、それより大きいものであっても、その大きさに折りたたんだ状態であれば可とする。

(2) チラシの内容は、任意とする。

(3) チラシの設置場所は図書館が決定する。

3 前項の規定にかかわらず、要綱第3条第2項及び第3項に該当するものは、設置を認めないものとする。

(費用負担)

第11条 決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、次に掲げる支払方法により当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払いは、一括先払いとする。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(3) 当該雑誌の購入費用に過不足が生じた場合は、雑誌スポンサーと当該雑誌の納入業者で精算する。

2 雑誌の納入業者は、当該年度に図書館が指定した納入業者とする。

(広告の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、広告掲載期間中に、掲載する広告の変更を行うことができる。

2 広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1か月前までに半田市立図書館雑誌スポンサー広告変更申請書(様式第4)により広告案を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、半田市立図書館雑誌スポンサー広告変更決定通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第13条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

3 雑誌スポンサーは、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、教育委員会は、催告その他の手続きを要することなく広告の掲載を中止することができる。

(1) 雑誌スポンサーが、市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

- (2) 雑誌スポンサーが、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 雑誌スポンサーが、申請にあたって、虚偽の内容があったとき
- (4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき
- (5) 雑誌スポンサーが、半田市立図書館雑誌スポンサー広告掲載取下申請書（様式第6）により、広告掲載の取下げを申請したとき
- (6) 雑誌スポンサーが、指定する期日までに雑誌の購入費用を納入業者に納付しなかったとき
- (7) 雑誌スポンサーが、第4条の規定に適合しないことが判明したとき

2 教育委員会の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の中止をした場合は、半田市立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書（様式第7）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

4 広告掲載の中止をした場合、雑誌スポンサーが負担した雑誌の購入費用の補償は行わないものとする。

（雑誌の所有権）

第16条 スポンサー誌の所有権は、半田市立図書館に帰属するものとする。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要領は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から実施する。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

半田市教育委員会 宛

<申請者>

所在地	
名称及び 代表者氏名	
電話番号	
担当者氏名	

半田市立図書館雑誌スポンサー申請書

半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条の規定により、下記のとおり申請します。
 なお、申請にあたり、以下の事項を誓約するとともに、半田市の市税等の納付状況を教育委員会
 が確認することに同意します。

記

提供を希望する雑誌名	
提供を希望する図書館	<input type="checkbox"/> 半田市立図書館 ・ <input type="checkbox"/> 半田市立亀崎図書館
表示用スポンサー名	
提出書類 ※提出物にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 広告の実物案 <input type="checkbox"/> 会社概要（業務内容がわかるもの） <input type="checkbox"/> 納税証明書（市町村税の未納が無いことの証明）
誓約事項	①法令等に違反していません。 ②民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中ではありません。 ③半田市から指名停止措置を受けていません。 ④暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるものではありません。 ⑤税金等を滞納していません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号
年 月 日

様

半田市教育委員会 ㊟

半田市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市立図書館雑誌スポンサーについて、半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 認定する
提供雑誌名

 認定しない
理由
- 2 広告掲載期限 年 3月31日
- 3 広告掲載料 提供する雑誌の年間購入代金
- 4 掲載料納付期限 年 月 日までに指定する業者に納入すること
- 5 その他

様式第3（第9条関係）

半田市立図書館雑誌の無償提供に関する覚書

半田市教育委員会（以下「甲」という。）と雑誌スポンサー（以下「乙」という。）とは、半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第9条の規定により、次のとおり半田市立図書館雑誌の無償提供に関する覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は乙から下記の雑誌の提供を受けるものとする。

雑誌名	提供期間	提供場所
	年 月 日から 年 3月31日まで	

（広告及びチラシの内容）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌のカバー表面と雑誌裏表紙にスポンサー名を表示し、カバー裏面及び雑誌架にスポンサー提供の広告を表示することができる。また、図書館が定めた場所にスポンサーのチラシを置くことができる。この場合、広告の内容については事前に甲の審査を受けたものに限り、チラシの内容については第10条第3項に基づき、図書館が認めたものに限る。

（雑誌提供期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙いずれかの書面による解約の意思表示がない場合は、自動的に1年延長されるものとし、その後も同様とする。

（広告掲載の責務）

第4条 乙は、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第5条 本確認書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、

解決を図るものとする。

本確認書は2通作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 半田市東洋町二丁目1番地

半田市教育委員会

⑩

乙 所在地

名 称

代表者又は氏名

⑩

半田市教育委員会 宛

<申請者>

所在地	
名称及び 代表者氏名	
電話番号	
担当者氏名	

半田市立図書館雑誌スポンサー広告変更申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった半田市立図書館雑誌スポンサーについて、
下記のとおり掲載広告の変更をしたいので申請します。

記

1. 雑誌名
2. 変更理由
3. 添付書類 変更を希望する広告の実物案

様式第5（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市教育委員会 ⑩

半田市立図書館雑誌スポンサー広告変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市立図書館雑誌スポンサー広告変更について、半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第12条第3項の規定により通知します。

記

1 決定区分 認定する
提供雑誌名

認定しない
理由

2 広告変更期日 年 月 日より

半田市教育委員会 宛

<申請者>

所在地	
名称及び 代表者氏名	
電話番号	
担当者氏名	

半田市立図書館雑誌スポンサー広告掲載取下申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった半田市立図書館雑誌スポンサーについて、
下記のとおり取下げをしたいので申請します。

記

1. 取下げを希望する雑誌名
2. 取下げを希望する図書館
3. その理由

様式第7（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市教育委員会 ⑩

半田市立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した半田市立図書館雑誌スポンサーについては、下記の理由により取消すことに決定したので半田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第15条第3項の規定により通知します。

記

1. 雑誌名
2. 決定を取り消す理由